

島根県報

号外第一〇二号
平成十五年八月二十六日
(火曜日)

公安委員

目次

鳥根県公安委員会告示第88号

公安委員会告示

鳥根県公安委員会告示第88号

昭和36年鳥根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成15年 8月26日

鳥根県公安委員長 森 崎 禎 璋

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の大田警察署の部大田市の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
静間町静間路切から同町1000番地先一つ関橋までの間の市道笹川堤防道路	400メートル	車両（軽車両を除く。）	午前7時30分から午前8時30分まで	

を削る。

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の大田警察署の部大田市の項中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
鳥井町鳥井867番地先 三差路から静間町1565の2番地先交差点までの間の県道と江港大田市停車場線	南東行	200メートル	車両（2輪・軽車両を除く。）	午前7時から午後9時まで	

を削る。

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の江津警察署の部江津市の項中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
江津町1520番地先 三差路交差点北詰から同町1173番地先三差路交差点南詰までの間の市道江津敬川海岸線	北西行	70メートル	車両（軽車両を除く。）	午前7時30分から午前8時30分まで。午後5時から午後7時まで。	

を削る。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
広瀬町菅原200番地1先 菅澤トンネル南方150メートル地点	1	
広瀬町菅原266番地1先 八方原バス停北方30メートル地点	1	

広瀬町石原59番地先 石原橋北詰交差点	4	
---------------------	---	--

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
西園町地内、妙見橋東詰交差点		1	
西園町地内、妙見橋西詰交差点		1	

を削る。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
静間町1015番地 1 先 三差路		1	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の掛合警察署の部飯石郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘要
三刀屋町大字三刀屋107番地先 三刀屋橋南東詰交差点から同町大字給下569番地 4 先 までの間の 県道稗原木次線 (1,000メートル) 及び町道給下線 (800メートル)	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引を除く。)	終日	1,800メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘要
三刀屋町大字三刀屋107番地先 三刀屋橋南東詰交差点から同町大字給下1450番地先 若宮三差路までの間の 県道稗原木次線 (1,000メートル) 及び町道給下線 (1,150メートル)	40キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引を除く。)	終日	2,150メートル	

に改め、

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘要
頓原町大字頓原村1990番地 4 先 広島起点111.73キロメートル地点から同町大字花栗840番地 1 先 広島起点113.94キロメートル地点までの 国道54号	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引を除く。)	終日	2,210メートル	

を削る。

別表第 11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定による一時停止場所) の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に行き止った車両等が停止すべきとき	方向	摘要
広瀬町石原59番地先	石原橋北詰交差点	北詰・南詰		

別表第 11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 43 条の規定による一時停止場所) の掛合警察署の部飯石郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
吉田村大字深野173番地先 三差路	西 詰	
吉田村大字深野159番地先 三差路	西 詰	
掛台町大字波多392番地先 朝原農道入口三差路	東 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
西園町4349番地29先 東側三差路	南 詰	
西園町2660番地先 西方三差路	南 詰	

を削る。

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯 設置数	摘要
広瀬町石原59番地先 石原橋北詰交差点	4	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯 設置数	摘要
黒川町3733番地1先 市営黒川住宅前交差点	1	

毎週火・金曜日発行

平成十五年八月二十六日印刷
平成十五年八月二十六日発行

発行者
島 根 県

印刷所
松江市学園南町
松江陽印所
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)